

ID: 3007

担当部署: 都市整備課

処分の概要	禁止地域以外の地区における広告物の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第5条		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第15条の規定による。 (許可地域)</p> <p>第5条 第3条に掲げる地域又は場所以外の地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日